

阿賀野市選挙管理委員会告示第 5 号

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条の規定により、次の期間分をこの選挙後に延期することと定めた。

令和5年3月14日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽英

1 登録の移替を延期する期間

令和5年3月15日から令和5年4月9日まで